

# eKYC（オンラインで行う 本人確認）を知る

肥後 彰秀 Higo Akihide 一般社団法人Fintech協会 理事

株式会社TRUSTDOCK取締役。eKYC、デジタル身分証をはじめ本人確認領域のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進。福岡市DXデザイナー

新型コロナウイルス感染拡大によって、私たちを取り巻く社会生活は激変しました。外出や接触する機会を極力控える生活を強いられ、あらゆるやり取りは非対面・非接触が推奨されるようになり、さまざまな領域におけるオンライン化推進が求められています。職場に出勤せずとも自宅で仕事が全うできる、対面せずともサービスが享受できる、接触なしでも決済や指示が伝達できる、こういった変革を促すためのルールや規制の変更、実現するためのデバイスやサービスの普及が急速に進められています。手続きや取引についても、非対面化が進んでいくことが予想できます。

## KYC と eKYC

実は、さまざまな手続き・取引をオンライン化するに当たって、パソコンやスマートフォンの向こうの消費者がどこの誰であるのか、ちゃんと本人であるかを確認する方法は、意外と確立されていないことに気づきます。ニュースで見ると「なりすまし」による犯罪も、そもそも他人(架空を含む)の名義を騙<sup>かた</sup>って手続き・取引を行うもの、他人の名義の開設済みアカウントを乗っ取ってその人の権限や財物を窃取するものなどに分類でき、前者は「どこの誰であるか」の確認、後者は「ちゃんと本人であるか」の確認に関係しています。不正や犯罪を防ぎ、安全・安心な手続き・取引を支えるしくみを取り入れることが重要であるといえます。オンラインで本人を確認することは、専門的に「eKYC

(イー・ケイワイシー)」と呼ばれています。これは「electronic Know Your Customer」の略語で、「電子的に顧客を知る」手法として、ここ数年で注目度が高まっています。

そもそも本人確認を示す「KYC」という概念は、元は金融業界から発生しました。これを理解するうえで欠かせないのが、AML/CFT(マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策)のための規制として機能している「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、犯収法)で、金融機関等をはじめとする特定事業者が、取引の相手である顧客(企業、消費者)を把握し、不正な取引を防止するための規制を定めた法律です。従来、犯収法では、金融機関の店頭窓口などで係員が顧客と対面し本人確認書類の提示を受ける方法、非対面の場合は、本人確認書類の写しを郵送やファイルアップロードによる送付を受け、記載住所に転送不要郵便を送る方法での本人確認が主として規定されていました。この犯収法の施行規則が2018年11月に改正・施行(以下、改正後施行規則)され、新たな非対面の本人確認手法であるeKYC手法が規定されました。代表的なものをみてみましょう。

改正後施行規則の6条1項1号ホ(図1)では、まず運転免許証などの写真付き身分証をスマートフォンで撮影します。表面、裏面に加えて身分証の厚みなどの特徴を撮影するのですが、このとき身分証の原本をその場に所持していることを確認できるような工夫が求められます。続いて、スマートフォンの前の消費者の容貌を撮影

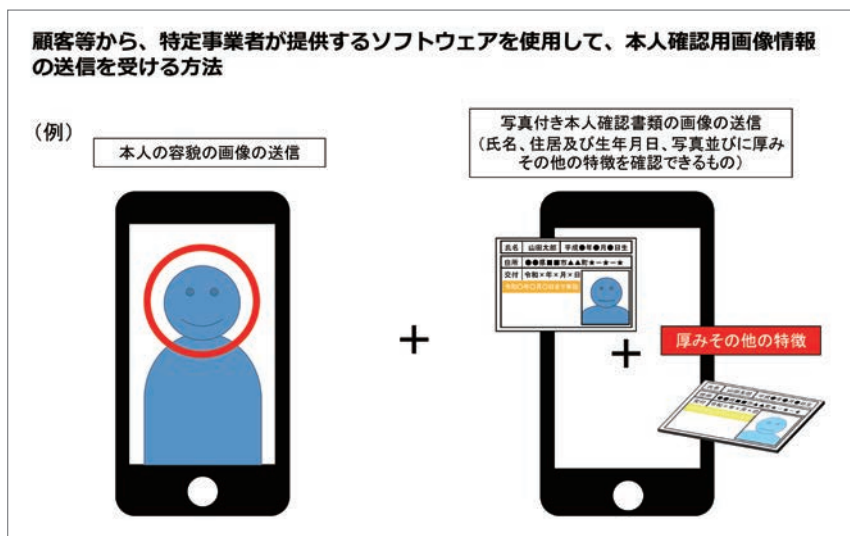
します。こちらはその場で撮影していることを確認できる工夫が必要です。あらかじめ用意された身分証画像や容貌写真は、加工や差し替えが行われる可能性があるため、その場で撮影していることを確認する、ということが不正やなりすましを防ぐための重要な要件になります。最後に、容貌写真と身分証記載の本人写真の一致を確認することで、本人確認が完了します。

改正後施行規則の同号へ(図2)では、免許証やマイナンバーカードなどICチップが搭載されている身分証を用います。ICチップ内の情報は、身分証の発行時に決めたパスワードを入力するとアクセスできますので、パスワードを知っていることをもって本人の所持が確認できます。またICチップ内の情報は、改ざんに強いという特徴がありますので、その情報を取得します。続いて、スマートフォンの前の消費者の容貌を撮影するところはホの手法と同じです。への手法では、容貌写真とICチップ内の本人写真との一致を確認することをもって、本人確認が完了します。

これらのeKYC手法を用いることで、事業者が消費者に転送不要郵便を送ることは不要となり、本人確認書類の真正性の確認の強化と、手続きの完了までに必要な時間の短縮が可能になります。消費者の立場からすると、手持ちのスマートフォンなどを使って手続きを完結でき、早ければ当日に完了することも可能になりました。

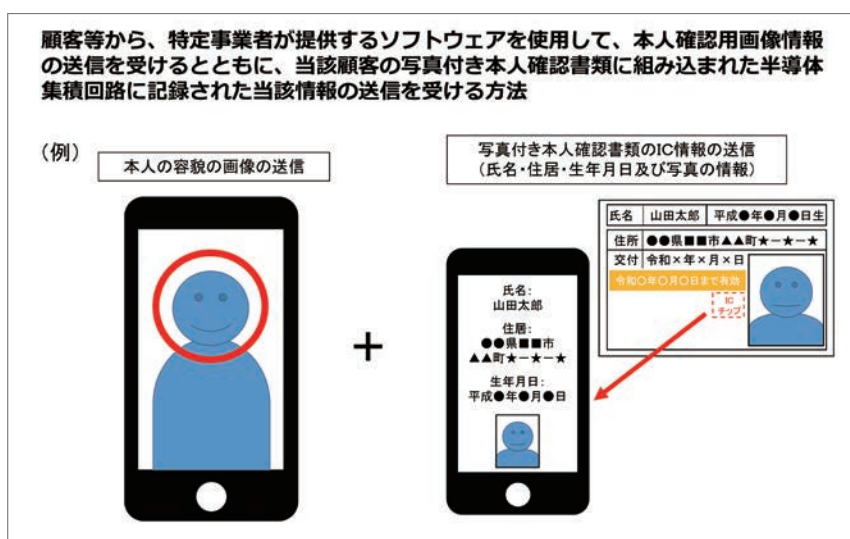
なお、マイナンバーカード内蔵のICチップに

図1 犯収法施行規則6条1項1号ホの方法



出典：警察庁「平成30年改正犯罪収益移転防止法施行規則(平成30年11月30日公布)に関する資料」

図2 犯収法施行規則6条1項1号への方法

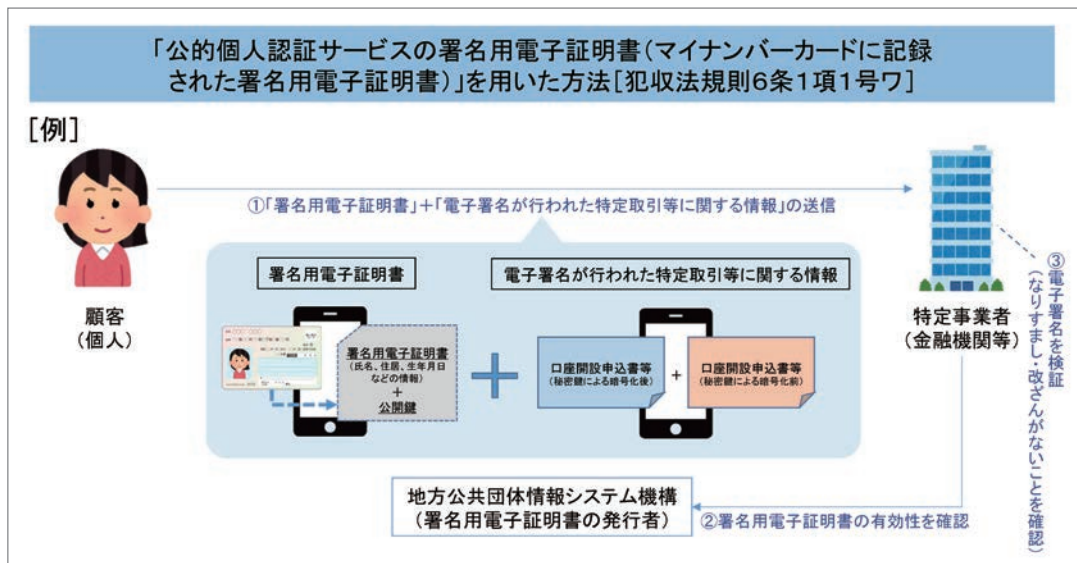


出典：警察庁「平成30年改正犯罪収益移転防止法施行規則(平成30年11月30日公布)に関する資料」

搭載された電子証明書を用いて本人確認を行う手法も、実は、施行規則改正の以前から犯収法で認められていました(改正後施行規則6条1項1号フ)。消費者が持つスマートフォンアプリなどを用いて、電子署名が行われた特定取引等に関する情報(申込書等)を送信し、マイナンバーカードに搭載された電子証明書にアクセスし、「公的個人認証サービス」を通じて本人確認を完了させることができます(図3)。この本人確認方法は、マイナンバーカードに搭載された電子

証明書をその場に所有し、また消費者自身がマイナンバーカードの発行時に設定したパスワードを用いて行うことで改ざんや不正にも強く、非対面での本人確認方法としては最も強度の高い方法となっ

図3 犯収法施行規則6条1項1号ワの方法



出典：金融庁 犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けQ&A[参考資料(犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法の概要)]

ています。もちろんこの本人確認では、マイナンバー(個人番号)は収集されません。eKYCの開始と昨今のマイナンバーカードの普及に伴い、このマイナンバーカードによる本人確認手法も採用が進んでいます。なお、現在、マイナンバーカードの普及は大きく進んでおり、既にパスポートの発行枚数を超えています\*1。また、総務省ではマイナンバーカードの利便性向上をめざし、マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等について有識者による検討会\*2を設置し、スマートフォンによる行政手続きのオンライン化等に向けて、検討を進めています。

## オンラインで行う本人確認とその社会的効用

そもそも、本人確認自体は私たちの生活のあらゆる場面で行われています。銀行口座開設や携帯電話契約時における身元確認、婚活マッチングアプリでのメッセージのやり取り開始時の

年齢確認のように法令で定められているものもあれば、オンラインゲームの年齢確認や献血の本人性確認、事業者が自主的に行っているものまでさまざまです。

官民問わず、私たちを取り巻くあらゆる生活シーンにインターネット(オンライン)で完結できる確かな本人確認手法が浸透していくことで、これまでオフラインの空間に縛られていたさまざまな制約が取り払われていきます。そうしてオンライン本人確認が浸透した際の、社会的な効用として期待できるのが、手続きの効率化です。例えば行政の手続きを考えた際に、これまでは申請用紙や申込書などの紙に記入し、必要に応じて押印\*3のうえ、窓口という物理的な場所へ出向いて提出する必要がありました。紙、印鑑に加えて対面で実施している本人確認も制約の1つです。本人確認がオンライン化することで、このような物理的な制約から解放されオンラインでの完結が実現できます。

\*1 総務省 マイナンバーカード交付状況について [https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/#kouhu](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/#kouhu)

\*2 総務省 マイナンバーカードのスマートフォン搭載に関する研究会 [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/mynumber\\_smartphone/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mynumber_smartphone/index.html)

\*3 押印は本人確認の意図をもって求められていることもある。内閣府「地方公共団体における押印見直しマニュアル」(2020年12月18日) [https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/manual/201218manual\\_ver01.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/manual/201218manual_ver01.pdf)

また、オンライン化した本人確認で取得した本人情報が、法制度の整備や、ブロックチェーンや暗号技術をはじめとするデジタルデータの改ざん防止技術の発達により、標準化されたルールのもとでデジタルデータとして安全に保管されるようになれば、事業者間で適切にデータ連携され、必要なタイミングで再利用できるようになることも期待されます。例えば申請書類に、氏名・性別・住所・電話番号といった情報を毎回同じように手書きをしなくても、本人確認がなされたらそのままその情報を再利用できるようになり、何度も同じ住所等の情報を書く必要がなくなることが想像できます。

### 自分の情報が不正に利用 されることを防ぐために

ここまで触れてきた内容を消費者の視点のストーリーでもう少し深掘りしてみましよう。

現在、自身の身分証のコピーを郵送したり、身分証を撮影した画像をアップロードしたりといったことを、本人確認を求められる都度行っています。そしてこれらの紙やデータは、あなたの身元の証明として通用しています。本人確認書類の真正性と前述しましたが、例えば、運転免許証の表裏両面をコピーした紙があるとします。ここに印刷された文字や情報の改ざん(加工)を見抜くことはできるでしょうか。また、表と裏が本当に同じ1枚の運転免許証のものか分かるでしょうか。さらには、このコピーした紙を所有している人は本当にその運転免許証の原本を所有している人でしょうか。これらの一つ一つに不正やなりすましを許してしまうリスクがあり、アナログでできることの限界ともいえます。あなたが提出した身分証の写しを他人が手に入れることがあったとしたら……。手に入れた身分証の写しは、あなたに“なりすました”誰かの身元を証明し得るものにもなり得る、ということです。

では、eKYCであればどうでしょうか。eKYCでは、その場で撮影したことを確認する工夫により不正やなりすましを防ぐ、と前述しました。eKYCでは、本人確認書類の真正性の確認と所持確認、スマートフォンの前の消費者の容貌との一致確認といった点の強化が行われているため、あなたの情報を用いた不正やなりすましを防ぐ効果も一段高いといえます。

引き続き用いられている一般的な本人確認手法も、eKYCに倣って、高度化される必要があります。そしてeKYCをはじめ、新たに標準とされていく手法は技術の進歩に伴い、これまでの手法から、より安全により便利になる大きな可能性を秘めています。

現在、DX(デジタルトランスフォーメーション)という言葉がさまざまな場面で聞かれるようになっていますが、本人確認もDXが強く求められる分野であり、また事業者や行政だけの関心事ではなく、消費者一人一人の適応も必要とする変革だと私は考えています。

新しいデジタルツールやデジタルサービス全般に対して、よく分からない、怖いという気持ちにさせる情報が世の中にあふれています。実際、パソコンの中で、スマートフォンの中で、インターネットの通信で、何が行われているか見えづらい部分もあります。新しい方法に対する脅威はことさらに強調される傾向がありますが、一方で、今、一般的に用いられている方法に既に存在しているリスクについて触れられる機会は多くはありません。消費者として自分の本人情報を不正に利用されることから身を守るためには、身分証の写し(コピー)の郵送を求め手続きや事業者には警戒する気持ちを持って接してもよいのではないかと、私は考えます。

本稿でみてきたように、従来の手法では防ぎきれない不正を防ぐことのできる新しい手法や技術が、消費者に受け入れられ、社会に普及していくことを期待しています。